

4122
朝

家賃給付「休業」もOK

「失業者」対象から要件拡大

厚労省

新型コロナウイルスの影響で収入が減り、自宅の家賃が払えない……。そんな人を念頭に「住居確保給付金」の受給対象が拡大された。自治体が原則3カ月（最長9カ月）分の家賃を家主に払い、返済も不要だ。従来は失業者が対象だ

だったが、休業やイベント中止の広がり、仕事に就いたまま受給できるよう厚生労働省が要件を見直した。3月までは「65歳未満で離職・廃業から2年以内」が条件だったが、4月1日に年齢制限を撤廃。20日かから「やむを得ない休業など

で収入が減り、離職や廃業には至っていないが同程度の状況にある人も加えた。従来は、失業してハローワークに登録し、求職活動を続けていることを厳格に問う仕組みだったが、その縛りが緩められた。勤め先が休業した従業員や勤務日

数が減った派遣社員、受注が減ったフリーランスの人が離職・廃業せずに利用でき、一定期間、家賃の心配をせずに復帰を待てる。このほか、収入や資産が地域ごとの基準額を下回ることや、世帯の生計を主として維持していたことなどの要件もある。例えば東京都の主な市区の単身世帯の場合、月収13万7700円以下（家賃が支給上限額以上の場合）、預貯金50万4千円以下が対象で、支給額の上限は5万3700円。

支給額の上限は居住地域の生活保護の住宅扶助特別基準額が適用される。支給期間は原則3カ月間だが、状況により3カ月の延長が2回まで認められる。相談・申請は、全国の自治体の自立相談支援機関（福祉事務所など）が窓口となる。厚労省はこの給付のため、これから審議される補正予算案に27億円を計上した。

この給付金は、リーマン・ショック後の「年越し派遣村」の経験を踏まえ、困窮者の住宅支援策として2009年に前身の事業が始まったが、利用は18年度で約4千件と、想定より伸びていなかった。「つくろい東京ファン」代表理事で立教大学大学院客員教授の稲葉剛さんは「離職者以外に公費による家賃負担の門戸を開いたことは評価できる。ただ、そうした人もハローワークに登録して求職活動することが要件となる点は問題で、さらなる見直しが必要だ」と話す。（江口悟）